

「指定通所緩和型デイサービス」重要事項説明書

当施設は南九州市の指定を受けています。

(南九州市指定 第4672100080号)

当事業所はご契約者に対して指定通所緩和型デイサービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として南九州市颯娃町・知覧町に在住し、介護保険制度における要介護認定の結果、「要支援」と認定された方及び要介護認定の結果「自立」と認定若しくは、これと同様の状態である方が、チェックリストの判定により、「事業対象者」と認定された場合に対象となります。

◇◆目次◇◆

1. 事業者.....	1
2. 事業所及び事業の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	3
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	4
6. 緊急時の対応.....	6
7. 非常災害対策について・8. 高齢者虐待防止について.....	7
9. 事故発生時の対応.....	7
10. 苦情の受付について.....	8

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 更生会 |
| (2) 法人所在地 | 鹿児島県南九州市颯娃町別府4710番地6 |
| (3) 電話番号 | 0993-38-0234 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 中村邦彦 |
| (5) 設立年月 | 昭和46年 6月22日 |

2. 事業所及び事業の概要

(1) 事業の種類 指定緩和型デイサービス

平成30年4月1日更新指定 南九州市第4672100080号

※当事業所は特別養護老人ホーム望洋の里に併設されています。

(2) 事業の目的

ご利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すと共に、利用者の虐待防止及び権利擁護に努めることを基本方針とする。

(3) 事業所の名称 望洋の里デイサービスセンター通所介護事業所

(4) 事業所の所在地 鹿児島県南九州市穎娃町牧之内3776番地8

(5) 電話番号 0993-36-3075

(6) 管理者 氏名 中村幸盛

(7) 当事業の運営方針

- 1 南九州市介護予防・日常生活支援総合事業要綱、介護保険法並びに関係する厚生労働省令告示の趣旨、及び内容に沿ったものとする。また、事業運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の介護予防・生活支援サービスを実施する者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携に努めるものとする。
- 2 ご利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に緩和型デイサービス計画を作成することにより、ご利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 ご利用者又はそのご家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護支援技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供するサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画に沿った通所サービスを提供する。

(8) 開設年月 平成29年4月1日

(9) 利用定員 25人（指定通所介護及び指定基準型通所介護予防サービス介護利用者を含む）

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常事業実施地域 南九州市颯娃町・知覧町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日～土曜日 (12月29日～1月3日は、休み)
受付時間	月～土 9時～17時
サービス提供時間	月～土 9時10分～16時20分 (事業指定基準は3時間以上)

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定緩和型デイサービスを提供する職員（兼務）として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1	0	0.29	1名	職員等の管理、及び業務の管理を一元的に行う
2. 介護員	3	2	4.2	3名	ご利用者の心身の状況等を的確に把握し、ご利用者に対して適切な支援（機能訓練・送迎時・入浴・食事等の日常生活上での）を行う
3. 生活相談員	2(1)	0	1(1)	—	ご利用者及びご家族の必要な相談に応じると共に、自らも支援を行う他適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント作成担当者等他の関係機関との連携において必要な役割を果たす
4. 看護員	1	1	1	—	健康チェック等を行うことにより、ご利用者の健康状態を的確に把握すると共にご利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

※ () は緩和型デイサービス事業での兼務人数

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。（例）週8時間勤務の介護員が5名いる場合、常勤換算では1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 介 護 員	勤務時間：8：30～17：30 ☆15名迄は1名、それ以上5名又は端数を増すごとに1名
2. 生活相談員	勤務時間：8：30～17：30（他通所サービスと兼務）
3. 看 護 員	勤務時間：8：30～17：30（他通所サービスと兼務）

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、介護保険からの給付対象で、ご利用者から一部ご負担いただくサービスと、全額ご負担いただくサービスがあります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事支援

- ・ 当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供し、食に関する支援を行います。（調理については、同法人給食センターに委託しております。）

（食事時間） 12：00～13：00

② 入浴支援（温泉水を使用して行います。）

- ・ 入浴又は清拭の支援を行います。

③ 排泄支援

- ・ ご利用者の排泄の支援を行います。

④ 機能訓練支援

- ・ 介護員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を実施します。

<サービス利用料金（1回当たり）>

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

自己負担1割での緩和型デイサービス費（1回当たり）

	介護給付費	介護保険から 給付される金額	サービス利用料に 係る自己負担額
要支援1	2,690円	2,421円	269円
要支援2	2,690円	2,421円	269円
事業対象者	2,690円	2,421円	269円

自己負担2割での緩和型デイサービス費（1回当たり）

	介護給付費	介護保険から 給付される金額	サービス利用料に 係る自己負担額
要支援1	2,690円	2,152円	538円
要支援2	2,690円	2,152円	538円
事業対象者	2,690円	2,152円	538円

自己負担3割での緩和型デイサービス費（1回当たり）

	介護給付費	介護保険から 給付される金額	サービス利用料に 係る自己負担額
要支援1	2,690円	1,883円	807円
要支援2	2,690円	1,883円	807円
事業対象者	2,690円	1,883円	807円

☆ ご利用者に提供する食事、入浴、教養娯楽費の費用は別途いただきます。送迎費用については、上記サービス料金に含まれます。但し、送迎をご家族で実施される場合等の費用の減額はありません。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、全額がご利用者負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事代

ご利用者に提供する食事代です。1食あたり 500円

② 入浴費用

ご利用者が入浴した際の費用です。1回あたり 420円

③ 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。1枚につき 10円
☆ 社会情勢等の著しい変化その他やむを得ない理由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更内容と変更する理由について、変更を行う事前にご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとにサービス利用内容の請求書を発行しますので、受領後にお支払いください。

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、緩和型デイサービスの利用を中止又は変更、追加することができます。但し、原則としてサービスの利用は週1回が限度となります。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%

- このサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、ご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

6. 緊急時の対応

緩和型デイサービス提供中に、ご利用者の健康状態が急変した場合は、主治医に連絡（主治医不在の場合当事業所の協力病院の中村温泉病院に連絡）し、適切な措置をいたします。又、非常災害に備え定期的に避難訓練を行い、天災その他災害が発生した場合、職員はご利用者の避難誘導や協力機関等との連携等、適切な措置をいたします。

7. 非常災害対策について

- ①当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います

災害対策に関する担当者（防火管理者）	
--------------------	--

	（職・氏名） 管理者・中村幸盛
--	-----------------

- ②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。

- ③定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む）を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回10月、3月）

8. 高齢者虐待防止について

当施設は、ご利用者等の人権擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	
-------------	--

	（職・氏名） 管理者・中村幸盛
--	-----------------

- ②成年後見制度の利用を支援します。

- ③苦情解決体制を整備しています。

- ④職員に対する人権擁護・虐待防止を啓発するための研修を実施しています。

- ⑤職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

- ⑥サービス提供中に、当施設の職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

9. 事故発生時の対応

緩和型デイサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じ、ご家族又は身元引受人並びに市町村及び各関係機関に連絡を行います。

万一の事故発生に備えて、損害保険会社の損害責任保険に加入しております。

10. 苦情受付について

(1) 当事業所における苦情受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

住所： 穎娃町牧之内 3,776 番地 8 電話 0993-36-3075

○苦情受付窓口（担当者）

「職氏名」 生活相談員 西 元 一 成

○苦情解決責任者

「職氏名」 管 理 者 中 村 幸 盛

○苦情処理第三者委員

職 ・ 氏 名	住 所	電話番号
社会福祉法人更生会 監事 浜田 進	穎娃町別府 1,247	38-1653
元穎娃町民生委員協議会会長 田原義幸	穎娃町牧之内 11,908	39-0256
元 自 治 会 会 長 平原久就	穎娃町別府 6,624	38-0526

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 9：00～17：00

また、苦情受付ボックスを事務所受付横に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

南九州市役所 介護保険担当	所在地 鹿児島県南九州市川辺町平山 3234 番地 電話番号 0993-56-1111 受付時間 8：30～17：15
鹿児島県 国民健康保険団体連合会 介護相談室	所在地 鹿児島市鴨池新町6-6鴨池南国ビル 電話番号 099-213-5122 受付時間 8：30～17：00
鹿児島県県庁 介護保険担当	所在地 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号 099-286-2111 受付時間 8：30～16：00

※年末年始、土・日曜日及び国民の祝祭日は休み

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建
- (2) 建物の延べ床面積 全体2,362㎡ (内デイ 306.5㎡) 特養施設内
- (3) 併設事業 (当事業所では、次の事業を併設・隣接して実施しています。)

県指定介護保険事業

[介護老人福祉施設] 平成12年4月1日指定

鹿児島県4672100064号 定員50名

[短期入所生活介護]平成12年3月22日指定 鹿児島県4672100064号

(介護予防) 平成18年4月 1日指定

定員 5名

[通所介護] 平成12年2月25日指定 鹿児島県4672100080号

定員25名 (基準型予防, 緩和型デイサービスを含む)

[居宅介護支援事業]平成11年8月 4日指定 鹿児島県4672100015号

[訪問介護] 平成12年3月14日指定 鹿児島県4672100114号

(介護予防) 平成18年4月 1日指定

※訪問介護 (予防を含む) は、事業休止中

市介護予防・日常生活支援総合事業

[訪問型サービス] 平成29年4月 1日指定 南九州市4672100114号

※訪問型サービスは、事業休止中

[通所型サービス] 平成29年4月 1日指定 南九州市4672100080号

[緩和型サービス] 平成29年4月 1日指定 南九州市4672100080号

その他の事業

[在宅介護支援センター] 平成6年11月1日開設

(4) 事業所の周辺環境

事業所は町の中心部から至近の丘陵地にあり、東方には、颯娃町を一望に見渡せる大野岳、南方には薩摩富士として名高い開聞岳の優美な姿、更に西方には東シナ海の大海原が遠望され、近くの町並みや広大な田園風景が眺望できるという風光明媚で温暖なすばらしい自然に恵まれています。また、交通の便もよく、JR指宿枕崎線西颯娃駅よりタクシーで5分程のところにあります。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護員 ……………ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・支援等を行います。(15名迄は1名以上、5名又は端数を増すごとに1名以上)

生活相談員 ……………必要時に、ご利用者の日常生活相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名以上の生活相談員を配置しています。

看護員 ……………必要時に、ご利用者の健康管理や療養上のお世話を行います。1名の看護職員を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント」に緩和型デイサービスの利用計画がある場合に限られます。利用計画がある場合は、その内容を踏まえ、契約締結後に作成する「緩和型デイサービス計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

① 当事業所の担当者に緩和型デイサービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を調査させます。

② 担当者は、緩和型デイサービス計画の原案について、ご利用者及びそのご家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

③ 緩和型デイサービス計画は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントが変更された場合、もしくはご利用者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご利用者及びそのご家族等と協議して、緩和型デイサービス契約を変更します。

④ 緩和型デイサービス計画が変更された場合には、ご利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4. サービス提供における事業者の業務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護師と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ ご利用者にご提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤ 事業者及びサービス従事者又は職員は、サービスを提供するに当たって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務) また、望洋の里通所介護事業所の職員でなくなった場合についても同様とします。ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の状況を提供します。また、ご利用者との契約終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定若しくは事業対象者の有効期間満了日までですが、介護保険要介護認定で要支援若しくは事業対象者として更新された場合は、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような理由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② ご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない理由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が南九州市介護予防・生活支援サービスの指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービス利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ ご利用者の「介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント」が変更され、緩和型デイサービスの利用が計画されていない場合
- ④ 事業者もしくは職員が正当な理由なく本契約に定める緩和型デイサービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくは職員が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくは職員が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要な事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが三ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又は職員もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を維持しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

サービス提供確認書

令和 年 月 日

緩和型デイサービスの提供の開始に際し、緩和型デイサービス重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行いました。

尚、本重要事項説明書に基づき同意を得た後、介護報酬の改正等により介護給付によるサービス利用料の変更があった場合、変更項目を抜粋した確認書により、同意を得るものとします。

事業所名 望洋の里デイサービスセンター指定通所介護事業所

説明者職名 主任生活相談員 氏名 西元一成 印

私は、「緩和型デイサービス重要事項説明書」に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、望洋の里デイサービスセンター指定通所介護事業所における緩和型デイサービスの提供開始に同意しました。

尚、サービスを受けるに当たり、緩和型デイサービス作成に必要なサービス担当者会議等において、私、又は家族の個人的な情報を提供することに同意します。

ご利用者住所 _____

氏 名 _____ 印

ご利用者代理人住所 _____

氏 名 _____ 印

上記の事実を証するため、本契約書を2通作成し、ご利用（契約）者（又はご利用者代理人）と事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。